



# 島根県報

平成21年3月13日（金）

第2,067号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "      ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	（       "      ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	（高 齢 者 福 祉 課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 害 者 福 祉 課）	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（       "      ）	3
家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の実施	（農 畜 産 振 興 課）	3
家畜伝染病予防法の規定に基づく注射の実施	（       "      ）	6
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	7
保安林予定森林	（       "      ）	7
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	8
都市計画事業変更の認可（3件）	（下 水 道 推 進 課）	9

### 【公 告】

平成20年度島根県准看護師試験の合格者	（医 療 対 策 課）	10
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	11

**告 示****島根県告示第156号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
たまがわ薬局	江津市桜江町市山279-15	平成21年3月1日

**島根県告示第157号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
木島医院	松江市末次本町39	平成21年1月31日
原医院	江津市敬川町1256の1番地	平成21年1月31日
松村医院	大田市温泉津町福光ハ857	平成20年3月31日
ひよこクリニックあさの	松江市東朝日町151	平成20年4月30日
医療法人 飯塚医院 出東分院	簸川郡斐川町大字三分市995	平成20年3月31日
訪問看護ステーション回春	松江市新庄町八日谷1172	平成20年6月30日
雲南市訪問看護ステーション	雲南市掛合町掛合853番地1	平成20年4月1日

**島根県告示第158号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止予定期間
川上外科病院	松江市上乃木三丁目11番10号	平成20年12月20日から 平成21年12月20日まで
調剤薬局タギ高津店	益田市高津町六丁目14番30号	平成20年4月18日から 平成21年6月1日まで

**島根県告示第159号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

平成21年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	廃止した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人 同仁会	短期入所療養介護	こなんホスピタル 短期入所療養介護	松江市宍道町白石129番地1	平成21年 1 月 1 日

## 島根県告示第160号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成21年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
福良 厳宏	外科	隠岐の島町国民健康保険都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773-1	平成21年 2 月 26 日

## 島根県告示第161号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成21年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
たまがわ薬局	江津市桜江町市山279-15	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年 3 月 1 日

## 島根県告示第162号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づき、検査を次のように実施する。

平成21年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める	ブルセラ急速凝集反応法とし、必要に応じて試験管凝集反応法又は補体結合反応	1 浜田市（旧浜田市及び旧旭町の区域に限る。）、出雲市（旧出雲市及び旧大社町の区域に限る。）、益田	平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月 31 日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜

		<p>牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>法とする。</p>	<p>市、大田市（旧仁摩町及び旧温泉津町の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区域に限る。）、江津市、斐川町</p> <p>2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域</p>	<p>保健衛生所長の指定する日</p>
<p>結核病検査</p>	<p>結核病の発生予防</p>	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>ツベルクリン皮内注射法</p>	<p>1 浜田市（旧浜田市及び旧旭町の区域に限る。）、出雲市（旧出雲市及び旧大社町の区域に限る。）、益田市、大田市（旧仁摩町及び旧温泉津町の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区域に限る。）、江津市、斐川町</p> <p>2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域</p>	
<p>ヨーネ病検査</p>	<p>ヨーネ病の発生予防</p>	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p>	<p>スクリーニング法あるいはエライザ法とし、必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。</p>	<p>1 浜田市（旧浜田市及び旧旭町の区域に限る。）、出雲市（旧出雲市及び旧大社町の区域に限る。）、益田市、大田市（旧仁摩町及び旧温泉津町の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区域に限る。）、江津市、斐川町</p> <p>2から4まで 当該</p>	

		3 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜		家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成21年4月1日から平成22年3月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
イバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンプロット法	県下全域	
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬 3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬 4 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域	

豚コレラ検査	豚の豚コレラの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
オーエスキ一病検査	豚のオーエスキ一病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚の豚流行性下痢 (PED) 検査	豚の豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
伝染性胃腸炎検査	豚の伝染性胃腸炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚繁殖・呼吸器障害症候群 (PRRS) 検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
ニューカッスル病検査	家きんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
高病原性鳥インフルエンザ検査	家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
腐蛆病検査	みつばちの腐蛆病の発生予防	転飼をしようとするみつばち 県内飼育みつばちで家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域

島根県告示第163号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条の規定に基づき、注射を次のように実施する。

平成21年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成21年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで に当該家畜の所在地を 管轄する家畜保健衛生 所長の指定する日

**島根県告示第164号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町天河内字飯田982-2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**島根県告示第165号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市佐田町吉野字下山487-2、佐田町大呂3065、3066、3070-7、3070-19
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第166号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成17年島根県告示第252号による保険に付すべき義務は、平成21年2月28日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成21年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

隠岐の島加入区

## 島根県告示第167号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1(1) 区域の名称 高井

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次に結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町岬町辛山1番1	1号及び2号
〃 〃 高井6番2	3号及び4号
〃 〃 〃 12番9	5号
〃 〃 〃 16番1	6号
〃 〃 〃 28番	7号から10号まで
〃 〃 〃 28番地先	11号
〃 〃 〃 21番3	12号
〃 〃 〃 28番	13号
〃 〃 〃 21番3	14号
〃 〃 〃 19番1	15号
〃 〃 〃 12番2	16号及び17号
〃 〃 〃 14番2	18号及び19号
〃 〃 〃 12番3	20号
〃 〃 〃 3番	21号
〃 〃 〃 2番2	22号
〃 〃 〃 辛山1番8	23号
〃 〃 〃 1番1	24号

## 2(1) 区域の名称 市井原

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次に結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡美郷町港1125番59	1号
〃 1125番9	2号
〃 1113番1	3号
〃 1125番3	4号及び5号
〃 1092番1	6号
〃 1125番3	7号及び8号
〃 1081番2	9号
〃 1081番4	10号から13号まで
〃 1125番3	14号
〃 1093番1	15号及び16号



**島根県告示第168号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 施行者の名称

安来市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画下水道事業

安来市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和52年4月1日から平成26年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

昭和52年島根県告示第247号、昭和58年島根県告示第1,238号、平成元年島根県告示第470号、平成2年島根県告示第715号、平成5年島根県告示第220号、平成5年島根県告示第858号、平成7年島根県告示第805号、平成8年島根県告示第376号、平成12年島根県告示604号及び平成15年島根県告示第12号の事業地に安来市汐手が丘を追加する。

## (2) 使用の部分

昭和52年島根県告示第247号、昭和58年島根県告示第1,238号、平成元年島根県告示第470号、平成2年島根県告示第715号、平成5年島根県告示第220号、平成5年島根県告示第858号、平成7年島根県告示第805号、平成8年島根県告示第376号、平成12年島根県告示604号及び平成15年島根県告示第12号の事業地に安来市植田町、飯梨町を加え、安来市赤江町、今津町、下坂田町、切川町、恵乃島町地内において事業地を変更する。

**島根県告示第169号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 施行者の名称

安来市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

広瀬都市計画下水道事業

安来市公共下水道

## 3 事業施行期間

平成8年8月6日から平成26年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

平成12年島根県告示681号及び平成16年島根県告示第841号の事業地のうち安来市広瀬町町帳、石原において事業地を変更し、広瀬町下山佐を削除する。

## 島根県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 3 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 施行者の名称

浜田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

旭都市計画下水道事業

浜田市公共下水道（旭処理区）

## 3 事業施行期間

平成13年 6 月22日から平成26年 3 月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

平成13年島根県告示第491号及び平成18年島根県告示第476号の事業地のうち、浜田市旭町今市栄、福屋、小谷城、丸原柳、御神本及び岩地谷地内において事業地を変更する。

## 公 告

平成20年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成21年 3 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

〈受験番号〉

0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014
0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026	0027	0028
0029	0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039	0040	0041	0042
0043	0044	0045	0046	0047	0048	0049	0050	0051	0052	0053	0054	0055	0056
0057	0058	0059	0060	0061	0062	0063	0064	0065	0066	0067	0068	0069	0070
0071	0072	0073	0074	0075	0076	0077	0078	0079	0080	0081	0082	0084	0086
0087	0088	0089	0090	0091	0092	0093	0094	0095	0096	0097	0100	0101	0102
0103	0104	0105	0106	0107	0108	0109	0110	0111	0112	0113	0114	0115	0117
0118	0119	0120	0121	0122	0123	0124	0125	0126	0127	0128	0129	0130	0131
0132	0133	0134	0135	0136	0137	0138	0139	0140	0141	0142	0143	0145	0146
0148	0149	0150											

〈平成20年度島根県准看護師試験における採点除外等の取扱いをした問題について〉

【問題番号】 問19

【採点上の取扱い】 すべての選択肢を正解として採点した。

〈平成20年度島根県准看護師試験の合格基準について〉

1問1点（150点満点）とし、次の合格基準を満たす者を合格とする。

総得点90点以上／150点

---

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成21年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
係留施設 2基その他船体付属物一式
- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
  - (1) 場所  
一級河川斐伊川水系意宇川（松江市竹矢町地内の出雲郷橋下流500メートル付近右岸及び意宇橋右岸）
  - (2) 日時  
平成21年 2月27日 8時00分から17時00分まで
- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (1) 日時  
平成21年 2月27日 17時00分
  - (2) 場所  
松江市富士見町地内の県有地
- 4 当該工作物を返還するため必要な事項
  - (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所  
が確認できる書類の提示
  - (2) 所有者等であることを証明する書類の提示
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所  
〒690-0011 松江市東津田町1741-1  
島根県松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話 0852-32-5734